

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月及び同年 3 月並びに 60 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 2 月及び同年 3 月
② 昭和 60 年 2 月及び同年 3 月

年金事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は申立期間当時、家に生活費を入れており、私の国民年金保険料は、実父が町内会を通じて間違い無く納付しているはずであるので、未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合計 4 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金と厚生年金保険の切替手続も適切に行っている。

また、申立人は、父親が申立人の国民年金加入手続を行い、納付組織を通じて保険料を納付していた記憶があるとしているところ、当時、申立人の居住する地域では納付組織による保険料納付が行われていたことが推認できることから、申立内容には信ぴょう性が認められる。

さらに、申立期間当時、同居していた申立人の両親は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、保険料を完納していることから、納付意識は高かったものと考えられるとともに、申立期間の前後を通じて申立人の住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和57年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月31日から同年8月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、私は、A事業所では、昭和57年7月31日まで残務整理をして退職した記憶がある上、総務担当職員から、「厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、57年8月1日である。」旨の説明を受けた記憶もあるので、申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、A事業所を昭和57年7月31日に離職したことが確認できる上、同事業所から提出された申立人に係る退職願及び履歴カードの記録から、申立人は、同日に依願退職したことが確認でき、双方の記録が一致している。

また、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失年月日欄に、昭和57年7月31日と記載されていることが確認できるが、これについて、同事業所では、「当時の担当者の誤記によるものではないかと思われる。」旨回答している。

さらに、A事業所では、「申立人に係る昭和57年7月分の給与から、同月分の厚生年金保険料が控除されたか否かは、資料が無く不明であるが、申立期間当時、同事業所においては、当月分の給与から同月の厚生年金保険料を

控除していた。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前記資格喪失確認通知書及び昭和 57 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を昭和 57 年 7 月 31 日と誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険被保険者期間について、戦時加算該当船舶である船舶Aに乗船していたと認められることから、当該期間を戦時加算該当期間として船員保険記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月1日から同年8月8日まで

申立期間について、船員保険の戦時加算記録が無いため社会保険事務所(当時)に調査を依頼したところ、申立期間を戦時加算の該当期間として認めることができないとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和20年5月初めから同年8月の終戦1週間くらい前まで船舶Aに乗船し、戦争による危険区域を航行していたので、戦時加算の該当期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

船員保険戦時加算該当船舶名簿から、申立人が乗船したとする船舶Aは、申立期間当時、戦時加算の該当船舶とされていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、船舶Aを所有するB株式会社(当時)において昭和20年3月16日に船員保険の被保険者資格を取得し、62年2月16日に同資格を喪失した記録が確認できる。

さらに、申立人は、船舶Aでの乗船勤務の時期、運航経路、船長及び機関長の名前を記憶するなど、供述内容は具体的かつ詳細であり、申立期間において当該船舶に乗船していたことが推認できる。

加えて、申立人が申立期間当時、共にC業務で乗船勤務していたとして名前を挙げた同僚は、「船員養成所での研修期間を経て、昭和20年5月初めから同年8月ごろまで申立人と一緒に船舶Aに乗船勤務したが、申立人は、体調不良により終戦の1週間くらい前に下船した。」旨供述しているほか、当該同僚のオンライン記録(受給権者原簿)によれば、期間の特定はできないものの申立期間(4か月)に相当する戦時加算の記録が確認できる。

その上、申立人が申立期間当時、当該船舶の船長であったとして名前を挙げた同僚の船員保険被保険者台帳を確認したところ、当該同僚は、船舶Aの船長として昭和19年10月26日から20年12月19日まで当該船舶に乗船していたことが確認でき、同台帳の記録は、申立人の主張と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、B株式会社が所有する船舶Aに乗船していたことが認められることから、申立期間について、戦時加算該当期間として船員保険記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成元年12月1日から12年2月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、元年12月については24万円、2年1月から同年9月までの期間については20万円、同年10月から3年9月までの期間については22万円、同年10月から4年8月までの期間については24万円、同年9月から6年10月までの期間については30万円、同年11月から7年8月までの期間については26万円、同年9月から9年9月までの期間については30万円、同年10月から12年1月までの期間については32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月21日から56年3月20日まで
② 昭和57年6月8日から平成12年2月18日まで
「ねんきん特別便」が来たので、株式会社Aに勤めていた期間の年金記録を確認したところ、標準報酬月額が相違していることが分かった。
申立期間に係る給与明細書を提出するので、標準報酬月額の確認と訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、こ

これらの標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間②のうち、申立人から給与明細書が提出された期間（平成2年1月から同年8月までの期間、3年1月から4年11月までの期間、5年1月から10年12月までの期間及び11年8月から12年2月までの期間）については、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間②のうち、申立人が給与明細書を保管していない平成2年9月分から同年12月分までの期間、4年12月分及び11年1月分から同年7月分までの期間について、事業主は申立期間当時の関係資料は保管していないとしているが、（i）2年9月分から同年12月分までの期間については、同年1月分から同年8月分までの期間の厚生年金保険料控除額が14,880円、3年1月分から同年10月分までの期間の厚生年金保険料控除額が16,120円であるところ、同年11月分から厚生年金保険料控除額が増額されていることから、2年11月分の給与から厚生年金保険料控除額が増額されたものと推認し、同年9月分及び同年10月分の厚生年金保険料控除額は14,880円、同年11月分及び同年12月分の厚生年金保険料控除額は16,120円、（ii）4年12月分については、前後の同年10月分から7年9月分までの期間の厚生年金保険料控除額はすべて21,750円であることから、厚生年金保険料控除額は21,750円、（iii）11年1月分から同年7月分までの期間については、前後の9年11月分から10年12月分及び11年8月分から12年2月分までの期間の厚生年金保険料控除額はすべて27,760円であることから、厚生年金保険料控除額は27,760円と推認することが妥当である。

したがって、申立人の標準報酬月額については、事業主は申立期間当時の厚生年金保険料控除は翌月控除だったとしていることを踏まえると、申立人が所持している給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成元年12月については24万円、2年1月から同年9月までの期間については20万円、同年10月から3年9月までの期間については22万円、同年10月から4年8月までの期間については24万円、同年9月から6年10月までの期間については30万円、同年11月から7年8月までの期間については26万円、同年9月から9年9月までの期間については30万円、同年10月から12年1月までの期間については32万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の控除の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認又は認められる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が全期間にわたり一致していないことから、事業主は当該明細書において確認できる又は認められる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知

を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①及び申立期間②のうち昭和 57 年 6 月から平成元年 11 月までの期間については、株式会社Aでは、「当時の関連資料が残っておらず、保険料の具体的な控除方法は不明である。」としている上、申立人は当該期間に係る給与明細書等を所持していないため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除の事実について確認することはできない。

また、事務員をしていた同僚は、「社長に任せていたので、保険料の控除方法等については分からない。」旨供述しており、申立てを裏付ける証言等は得られなかった。

さらに、厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 1 日から 49 年 12 月 26 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について脱退手当金を受給済みであるとの回答をもらった。
しかし、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前にある別の被保険者期間（39 か月）についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が2回の被保険者期間のうち、申立期間のみ請求し、申立期間の6か月前に当たり、かつ39か月にも及ぶ最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期から間もなく国民年金に加入し、一部未納の期間はあるものの現在まで国民年金保険料を納付していることから、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

山形厚生年金 事案 1110

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月から 20 年 8 月 15 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和 17 年 6 月から終戦の 20 年 8 月 15 日まで株式会社Aに勤務しており、申立期間について、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった写真及び元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Aに勤務していたことが推認できる。

しかし、健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和 20 年 9 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主等の所在も不明なことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認できる関連資料が得られなかった。

また、株式会社Aに係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、同社で厚生年金保険被保険者であったことが確認できる 6 人に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について照会したところ、回答のあった 4 人すべてが、「申立人の勤務及び厚生年金保険の加入については不明。」と回答しており、申立人の勤務期間を特定できる供述及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人が申立事業所で一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚 4 人は、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、このうち供述を得られた一人は、「私はヤミで働いていたことから、厚生年金保

険に加入していないことは承知している。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1111

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月 21 日から同年 9 月 11 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。
しかし、私は、昭和 56 年 10 月 30 日から 60 年 8 月 11 日まで、株式会社 A に継続して勤務していたので、申立期間の加入記録について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、株式会社 A に継続して勤務し厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた旨主張しているが、当該事業所では、「申立人が申立期間に勤務していたことは推測できるが、当社が保管している従業員台帳を見ると、厚生年金保険には加入させていない。パート社員に変更したため、被保険者資格を喪失させた期間であったと思う。」旨回答しており、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたことを裏付ける供述は得られなかった。

また、当該事業所が加入していた B 企業年金基金及び C 健康保険組合に申立人の加入記録について照会したところ、「昭和 56 年 10 月 30 日資格取得、59 年 7 月 21 日資格喪失、同年 9 月 11 日資格取得、60 年 8 月 11 日資格喪失」と記録されていることが確認でき、当該加入記録はオンライン記録と一致している。

さらに、申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録は、昭和 56 年 10 月 30 日から 59 年 7 月 20 日までの期間のみであり、申立期間について、雇用保険の被保険者であったことが確認できない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から 34 年 1 月 10 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、A事業所に昭和 33 年 4 月から 37 年 8 月まで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間当時の職員名簿により、申立人が昭和 33 年 3 月から 37 年 8 月まで継続してA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、当該事業所が社会保険事務所に対して申立人の被保険者資格を昭和 33 年 5 月 1 日に喪失させ、34 年 1 月 10 日に再取得した旨を届け出たことが確認できる。

また、申立期間当時の申立人の厚生年金保険料控除について、当該事業所に照会したところ、「賃金台帳等が無く詳細については不明であるが、申立期間の厚生年金保険料を申立人の給与から控除していない。」と回答している。

さらに、申立期間当時の同僚は、「申立人は学生だった。申立期間当時、申立人を含む学生は、一時的に厚生年金保険被保険者資格を喪失させた記憶がある。」旨供述している上、申立人が申立期間当時、学生だったとして名前を挙げた同僚二人についても、申立期間の被保険者記録が確認できない。

このほか、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを確認

できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。